

令和4年度「食のおもてなし 調理師のつどい」

を開催します！

食育の推進及び本県を訪れる方々への食を通じたおもてなし等にご貢献いただいている調理師の方々に敬意を表すとともに、調理関係者及び県民の皆様のご参加をいただき、食を通じたおもてなしの心の醸成に資することを目的として、「食のおもてなし 調理師のつどい」を開催します。

【日時】

令和4年11月21日(月) 13:00～14:30

【場所】

盛岡グランドホテル 1階 鳳冠
(岩手県盛岡市愛宕下1-10 / TEL:019-625-2111)



いわての食育シンボルマーク

【プログラム(予定)】

◆ 優良調理師岩手県知事表彰 表彰式

◆ 講演会

〈講師〉

野崎 洋光 氏(分とく山 総料理長、希望郷いわて文化大使)

〈講演テーマ〉

「食のおもてなしの心」

【参加】

入場無料

※ ご来場の際は、マスク着用の上、検温・手指消毒等の感染対策にご協力をお願いします。

◇お問合せ先◇ 岩手県環境生活部県民くらしの安全課
食の安全安心担当 (電話：019-629-5322)

* 11 月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です *

生活衛生同業組合（生衛組合）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づいて設立された営業者の自主的活動団体であり、都道府県ごとに業種別に組織されています。

● 生衛組合は主に次のような事業を行っています。

- ①組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- ②営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
- ③組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- ④組合員の福利厚生に関する事業
- ⑤組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクレーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、新型コロナウイルス感染症、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関する情報などを得ることができます。

● 生衛組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

- ・融資限度額が大きい
- ・貸付期間が長い
- ・金利が低い
- ・無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
- ・振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに金利低減される 等

■岩手県内の生衛組合は次のとおりです。

すし業 生衛組合	019-623-5388	理容 生衛組合	019-622-8774
中華料理 生衛組合	019-623-7684	美容業 生衛組合	019-622-0868
社交飲食業 生衛組合	019-656-8998	興行 生衛組合	019-653-5957
料理業 生衛組合	019-622-3643	旅館ホテル 生衛組合	019-622-7214
飲食業 生衛組合	019-671-1755	クリーニング 生衛組合	019-637-1344
食肉 生衛組合	019-622-2915		

犯罪被害者週間

犯罪被害者等基本法（平成16年）の成立日である12月1日以前の1週間を犯罪被害者週間と定め、全国で被害者支援に関する様々な啓発活動が行われます。

犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命、健康又は財産に対する直接的被害及び精神的被害を負い、時には周囲からの配慮に欠けた対応による二次的被害を受けたり、名誉感情を傷つけられたりすることもあります。

県では犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、犯罪被害者等に対する支援と犯罪被害者等を支える社会づくりに取り組んでいます。

令和4年
11月25日(金)～12月1日(木)

令和4年 11月25日～12月1日
犯罪被害者週間

よりそう手
つないでできる
心の輪

あなたのそばに、
一人で苦しんでいる人、
困っている人がいるかも！
心の声に耳を澄ませてみてください。
あなたの優しい心が
情けの支えになります。
あげよう愛の輪を！

萩野公介
Kosuke Hayano

犯罪被害者週間 川崎大会
令和4年11月29日(火)

犯罪被害者週間 中央イベント
令和4年11月30日(水)

全国各地での
広報啓発イベントの
詳細はこちらから

ホームページ
警察庁 犯罪被害者週間

Twitter
警察庁 Twitter

各会場とも当日のイベントの様子はYouTubeで限定ライブ配信！

警察庁
National Police Agency

◆お問合せ先 岩手県 消防安全課 県民安全担当 (電話：019-629-6871)

試買テスト結果

「使いすてカイロ」

使いすてカイロは多くの消費者が利用していますが、カイロが原因で低温やけど事故が起きています。また、その事故原因として、使いすてカイロを正しく使用していなかったケースがみられます。このため、県民生活センターでは、令和3年度に使いすてカイロについて以下のとおりテストを行い、正しい使い方や使用上の注意をまとめ、使いすてカイロによる低温やけどが起きないように注意喚起を行いました。

- ◆ 期限が切れたカイロが使用できるかどうかテストした結果、性能が劣化している場合もありますが、保管がよければ使用が可能なのことがわかりました。
- ◆ いったん使用を止めた後、再使用できるかテストした結果、空気と接触しないように密閉袋に保管すれば再使用できることがわかりました。

詳細は、県民生活センターのホームページをご覧ください。

岩手県 試買テスト 検索

【消費者へのアドバイス】

低温やけどを防ぐには、次の点に注意しましょう。

- ・カイロを直接肌にあてない。
- ・カイロのあたっている場所を圧迫しない。
- ・カイロを一か所に長時間あてない。
- ・熱いと感じたときはすぐにカイロを外す。
- ・就寝時には使用しない。
- ・使用部位、目的が特定されているものはそれを守る。
- ・糖尿病や血行障害のある場合は使用を避ける。
- ・乳幼児や身体の不自由な方など、自分ですぐに使用を中止できない場合は使用しない。
また、使用する場合は、周りの人が注意を払う。
- ・肌が弱い場合は、使用中に時々肌の状態を確認するなど注意が必要。
- ・こたつやストーブなど暖房器具と併用して使用しない。
- ・靴の中で使用するカイロは、スリッパやサンダルなどで使用しない。



【問い合わせ先】

岩手県立県民生活センター
電話番号：019-624-2586